

質問No.	質問	回答
1	委託事業（１） 調査対象となるプロスポーツリーグについて、２部や３部など下部リーグの区分がある場合は、これらを含めて１リーグとして数える認識でよいか。	ご認識のとおりである。調査対象数として示している「リーグ数」については、２部・３部等の下部リーグを有する場合であっても、当該競技を統括するリーグ組織を１リーグとして整理する。
2	計上費目について、外部に業務等を依頼する場合の「雑役務費」と「再委託費」の区分を判断する基準はあるか。	原則、委託契約の目的を達成するために付随して必要となる印刷、データの集計・入力等の役務として実施する請負業務に対して支払うものについては「雑役務費」として計上し、業務そのものの一部を第三者に行わせる場合は「再委託費」として計上することとしている。ただし、具体的な取り扱いについては、依頼する業務の範囲や内容に応じて判断することとなるため、事業開始後にスポーツ庁と協議の上、決定する。なお、提案段階においては、現時点での想定に基づき計上いただきたい。
3	有識者謝金・旅費は計上可能か。	事業実施に必要な経費については計上可能である。詳細は委託要項を参照いただきたい。
4	有識者検討会はどのような開催形式を想定しているか	有識者検討会の実施方法については特段の制限は設けておらず、オンラインによる実施も可能である。事業の目的や対象者の状況等を踏まえ、適切な方法をご提案いただきたい。具体的な実施方法はスポーツ庁と協議の上で決定する。
5		
6		
7		
8		
9		
10		